⑾　専任の主任（監理）　技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑿　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⒀　提出された申請書等は、原則として返却しない。

⒁　手続における交渉の有無　無

⒂　契約書作成の要否　要

⒃　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無

⒄　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、４⑴に同じ。

⒅　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒆　詳細は入札説明書による。

⒇　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

・営繕費　労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

・労務管理費　募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

(21)　契約締結後に配置する技術者の要件　本工事に設置される主任（監理）技術者等は下記の条件を満たすものを当該工事に専任で配置しなければならない。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届け提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

②　主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等の国家資格を有すること。

③　現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の元請けとしてしゅん功認定された同種工事の経験を有すること。（工事経験年数設定はなし）

求める実績　コンクリート床版の新設又は取替を行った工事（コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版、プレキャストセグメントを問わない。）

・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。

④　共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金額の総額とする。）が4,000万円以上となるときは、構成員のうち１者は監理技術者を配置しなければならない。

⑤　次に揚げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

(ｱ)　設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

ａ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

ｂ）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者

ｃ）ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格を有する者。

(ｲ)　照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

ａ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

ｂ）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。

ｃ）ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）にあっては、あらかじめ技術者相当又はＲＣＣＭ担当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けていること。

6　Summary

(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity : Osamu Kubota, Director, General of Kanazawa Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Renewal works of Hokuriku Expressway between Uozu and Kurobe Structure (Fiscal year 2017)

(4)　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. January 25, 2018

(5)　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. March 7, 2018. (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. March 7, 2018)

(6)　The language used for application and inquiry shall be Japanese

(7)　Contact point for tender documentation : Accounting／Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Kanazawa Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 170, Kaminomachihigashi, Kanazawa-shi, Ishikawa-ken, 920―0365, Japan TEL 076―240―4935

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する「那覇空港取付誘導路等舗装工事」は単体有資格業者等及び特定建設工事共同企業体による一般競争（政府調達）により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。

平成29年12月20日

沖縄総合事務局開発建設部長　坂　　克人

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

１　工事名　那覇空港取付誘導路等舗装工事

２　工事場所　沖縄県那覇市鏡水（那覇空港制限区域内）